

全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定

(総則)

- 第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト四国支部大会」という。
- 第2条 この大会は四国内の各県吹奏楽連盟から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条 推薦母体となる県連盟は、次のとおりとする。
①愛媛県吹奏楽連盟 ②香川県吹奏楽連盟
③高知県吹奏楽連盟 ④徳島県吹奏楽連盟
- 第4条 実施会場・日時などの必要事項は、第三事業部会で定める。

(実施区分および参加資格)

- 第5条 実施区分は「中学生の部」「高等学校以上の部」の2部制とする。
- 第6条 参加資格は、四国吹奏楽連盟に登録された団体で、次のとおりとする。
- (1) 中学生の部
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)
参加形態は以下のとおりとする。
① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- (2) 高等学校以上の部
＜高等学校＞
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
＜大学＞
構成メンバーは、同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
＜職場＞
同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。
＜一般＞
構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。
- ※1 小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
- ※2 中学生
学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 3 その他、第7条第1項(1)－②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第7条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(県代表)

第8条 県連盟は県代表団体を決定し、本大会開催日の2週間以前に四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第9条 本大会に各県から選出する団体数は4団体以内とする。

第10条 本大会に参加する費用は参加団体の負担とする。

第11条 出演順は第三事業部会において決定する。

(演奏・演技)

第12条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第13条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。
2 指揮者は置いてもよい。

第14条 指揮者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。
2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第15条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。
なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第16条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。
2 電子楽器（エレキベースを含む）・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。
3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第17条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第18条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第19条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注)
- 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
 - 2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

(審査・表彰)

第 20 条 審査員は理事会で選出し理事長が委嘱する。

2 審査員は 5 名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

第 21 条 表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

第 22 条 全国大会への代表数は、全日本マーチングコンテスト実施規定による。

(その他)

第 23 条 この大会の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。

2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第 24 条 各部門の出場団体は、参加分担金 10,000 円を負担することとする。

第 25 条 本大会の役員は原則として次の通りとする。

名誉大会長・・・県知事、教育長等

大会長・・・・・・理事長

副大会長・・・・・・各県理事長、朝日新聞社

大会顧問・・・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事

運営委員長・・・・・・(主管県よりの推薦)

運営委員・・・・・・各県第三事業部長

実行委員長・・・・・・(主管県より推薦)

実行委員・・・・・・(主管県より推薦)

大会事務局・・・・・・事務局長・主管県事務局長

第 26 条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

※ 平成 4 年 4 月 29 日の総会にて一部改定

※ 平成 5 年度より、代表数の変更により第 30 条を変更

※ 平成 6 年度より、第 32 条を追加

※ 平成 8 年度より、代表数の変更により第 29 条を変更

※ 平成 9 年度より、出演時間・代表数の変更により第 22 条および第 29 条を変更

※ 平成 10 年度より、「小学校バンドフェスティバル」設定により第 5 条および第 22 条を変更

※ 平成 16 年 4 月 29 日の総会にて一部改定

※ 平成 19 年度より、第 5 条、第 13 条、第 18 条を改定。

※ 平成 21 年度より、第 8 条を改定。

※ 平成 25 年度より、第 11 条を改定。

※ 平成 26 年度より、第 11 条を改定、3 出制度廃止に伴い第 21 条を削除。

※ 平成 30 年度より、第 4、6～23 条を改定。

※ 令和 3 年度より、第 6 条を改定。

※ 令和 5 年度より、第 5、6 条を改定。

※ 令和 6 年 2 月 3 日理事会にて、第 6、12～25 条を改定する。

※ 令和 7 年 2 月 8 日理事会にて、第 14～26 条を改定する。